

「板びき網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を
申請すべき期間（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県農林水産部水産局水産課
漁船漁業班

- 1 パブリックコメント実施期間 令和8年5月25日(月)～6月24日(水)
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1人（1件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

御意見の概要	県の考え方
制限措置の内容のうち船舶の総トン数について	
総トン数10トンは、こういった根拠による制限なのか。	小型機船底びき網漁業は、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」において、総トン数15トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業と定義されており、板びき網漁業はその一種です。 板びき網漁業は、網口開口板を使用して効率的に漁獲を行う漁法であることから、操業できる海域や漁業時期が限定されているほか、許可の条件が定められています。 千葉県が総トン数10トン以下としているのは、国が、昭和期に小型機船底びき網漁業の制度改正を進める中で、国の告示において、千葉県知事が許可することができる板びき網漁業の船舶の総トン数が10トン以下に限定されたことを踏まえたものです。